

○北海道警察署協議会規則

北海道公安委員会規則第 8 号

平成13年 4 月 6 日

改正 平成16年 9 月 3 日公安委員会規則第 7 号、17年 8 月19日第 9 号、29年 3 月
17日第 3 号、令和 2 年 3 月13日第 5 号

北海道警察署協議会規則をここに公布する。

北海道警察署協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号）第53条の 2 第 4 項並びに北海道警察署協議会条例（平成13年北海道条例第 8 号）第 3 条第 1 項及び第 6 条の規定に基づき、警察署協議会の議事の手続その他警察署協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第 2 条 各警察署協議会の委員の定数は、それぞれ別表の委員の定数の欄に定めるところによる。

(会議)

第 3 条 警察署協議会の会議は、会長が警察署長と協議の上、招集する。

2 警察署長は、必要があると認めるときは、会長に対して警察署協議会の会議の招集を求めることができる。

3 警察署協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、警察署協議会の運営に関し必要な事項は、各警察署協議会が定める。

附 則

この規則は、平成13年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年公安委員会規則第 7 号）

この規則は、平成16年10月 1 日から施行する。

附 則（平成17年公安委員会規則第 9 号）

この規則は、平成17年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年公安委員会規則第 5 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次の表の左欄に掲げる警察署協議会の委員の定数は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和3年5月31日までの間は、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の右欄に掲げる人数とする。

札幌方面滝川警察署協議会	7人以上12人以内
旭川方面名寄警察署協議会	6人以上10人以内

- 3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる警察署協議会の委員（以下「旧委員」という。）である者は、施行日に、それぞれ同表の右欄に掲げる警察署協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、その者の旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

札幌方面砂川警察署協議会	札幌方面滝川警察署協議会
旭川方面美深警察署協議会	旭川方面名寄警察署協議会

別表（第2条関係）

警 察 署 協 議 会	委員の定数
札幌方面中央警察署協議会	12人以上15人以内
同 東警察署協議会	7人以上10人以内
同 西警察署協議会	7人以上10人以内
同 南警察署協議会	7人以上10人以内
同 北警察署協議会	10人以上12人以内
同 白石警察署協議会	7人以上10人以内
同 豊平警察署協議会	10人以上12人以内
同 厚別警察署協議会	7人以上10人以内
同 手稲警察署協議会	7人以上10人以内
同 江別警察署協議会	5人以上7人以内
同 千歳警察署協議会	7人以上10人以内
同 岩見沢警察署協議会	7人以上10人以内
同 栗山警察署協議会	6人以上8人以内
同 美唄警察署協議会	5人以上7人以内
同 滝川警察署協議会	7人以上10人以内
同 赤歌警察署協議会	5人以上7人以内
同 芦別警察署協議会	5人以上7人以内
同 小樽警察署協議会	7人以上10人以内
同 余市警察署協議会	5人以上7人以内
同 倶知安警察署協議会	6人以上8人以内
同 岩内警察署協議会	5人以上7人以内
同 伊達警察署協議会	5人以上7人以内
同 室蘭警察署協議会	7人以上10人以内
同 苫小牧警察署協議会	10人以上12人以内
同 門別警察署協議会	5人以上7人以内
同 静内警察署協議会	5人以上7人以内
同 浦河警察署協議会	5人以上7人以内
函館方面 函館中央警察署協議会	12人以上15人以内
同 函館西警察署協議会	5人以上7人以内
同 森警察署協議会	5人以上7人以内
同 八雲警察署協議会	5人以上7人以内
同 木古内警察署協議会	3人以上5人以内

同	松前警察署協議会	3人以上5人以内
同	江差警察署協議会	5人以上7人以内
同	せたな警察署協議会	3人以上5人以内
同	寿都警察署協議会	3人以上5人以内
旭川方面	旭川中央警察署協議会	10人以上12人以内
同	旭川東警察署協議会	7人以上10人以内
同	士別警察署協議会	5人以上7人以内
同	名寄警察署協議会	6人以上8人以内
同	枝幸警察署協議会	3人以上5人以内
同	稚内警察署協議会	5人以上7人以内
同	富良野警察署協議会	5人以上7人以内
同	深川警察署協議会	6人以上8人以内
同	留萌警察署協議会	5人以上7人以内
同	羽幌警察署協議会	5人以上7人以内
同	天塩警察署協議会	5人以上7人以内
釧路方面	釧路警察署協議会	10人以上12人以内
同	厚岸警察署協議会	3人以上5人以内
同	弟子屈警察署協議会	3人以上5人以内
同	根室警察署協議会	5人以上7人以内
同	中標津警察署協議会	5人以上7人以内
同	池田警察署協議会	5人以上7人以内
同	本別警察署協議会	5人以上7人以内
同	帯広警察署協議会	10人以上12人以内
同	新得警察署協議会	5人以上7人以内
同	広尾警察署協議会	3人以上5人以内
北見方面	北見警察署協議会	7人以上10人以内
同	遠軽警察署協議会	6人以上8人以内
同	網走警察署協議会	5人以上7人以内
同	美幌警察署協議会	5人以上7人以内
同	斜里警察署協議会	5人以上7人以内
同	紋別警察署協議会	5人以上7人以内
同	興部警察署協議会	3人以上5人以内